

令和3年第1回町議会定例会会議の経過（3月9日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1 議案第2号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
 についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 それでは、議案第2号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
 について。
- 山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと
 する。
- 令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、介護保険法施行令の改正及び令和3年度から令
 和5年度までの介護保険料の改定に伴い、本条例を改正する必要性が生じたた
 め提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 保険健康課長。
- 保 険 健 康 課 長 それでは、議案第2号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制
 定について、御説明申し上げます。
- 最初に、条例改正の概要でございますが、介護保険法施行令の改正及び介
 護保険料の改定に伴い、関連する条項を改正するものでございます。
- それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。
- 1ページ目をお開きください。
- 第6条につきましては、対象年度を「令和3年度」から「令和5年度」に、
 また、基準額である第5段階の保険料年額を「6万6,960円」に改正するも
 のでございます。
- 第1号から第6号は金額の改正でございます。
- 第1段階の保険料年額は3万3,480円、第2段階及び第3段階の保険料年

額は5万220円、第4段階の保険料年額は6万264円、第5段階の保険料年額は6万6,960円、第6段階の保険料年額が8万3,700円に改正するものです。また、第6号、アにつきましては、令和2年度税制改正において創設されました特別控除について加えるものです。

2ページ目をお開きください。

第7号から第9号は、保険料年額及び保険料段階の境目となる基準所得金額を改正するものです。

第7号は、第7段階の保険料年額は9万396円、前年度収入額の上限額は210万円未満、第8号は、第8段階の保険料年額は10万3,788円、前年度収入額は210万円以上320万円未満、第9号は、第9段階の保険料年額は12万528円、前年の収入額は320万円以上400万円未満に改正するものです。

3ページ目をお開きください。

第10号から第12号は保険料額の改正でございます。

第10段階の保険料年額は13万3,920円、第11段階の保険料年額は14万7,312円、第12段階の保険料年額は16万704円に改定するものです。

第2項から4項は、第1段階から第3段階の保険料の令和3年度から令和5年度の減額賦課でございます。

4ページ目をお開きください。

それぞれ減額賦課後の保険料を次のとおり改正するものです。

第2項は、第1段階の保険料を2万88円に、第3項は、第2段階の保険料を3万3,480円に、第4項は、第3号の保険料を4万6,872円に改正するものです。

附則に次の1条を加えます。

附則。第9条は、税制改正により給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられることにより、保険料に影響が出ないよう改正するものです。

それでは、改正文にお戻りください。

附則。

施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行する。

適用区分。

改正後の山北町介護保険条例の第6条の規定は、令和3年度分の保険料か

ら適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第2号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって議案第2号は、原案どおり可決されました。

日程第2 議案第3号、山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第3号、山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第3号、山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

目次中、第6章の次に第7章雑則を加えます。

第3条に高齢者虐待防止を推進するため、第5項を加えます。また、PDCAサイクルの推進を図るため、第6項を加えます。

2 ページ目をお開きください。

管理者要件の適用の猶予等を図るため、第5条第2項中、「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加えます。

ただし、主任介護支援専門員の確保が難しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中、「できること」の次に「前6月間に当該指定居宅介護支援事業において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援サービス事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加えます。

3 ページ目を御覧ください。

会議等におけるICTの活用を推進するため、第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置、その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加えます。

4 ページ目をお開きください。

生活支援の訪問回数の多い利用者への対応として、第15条第20項の次に、

次の第20号の2を加えます。

高齢者虐待防止を推進するため、第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に第6号を加えます。

5ページ目をお開きください。

事業所内におけるハラスメント対策の強化として、第21条の第3項の次に第4項を加えます。

また、業務継続に向けた取組の強化として、第21条の次に1条を加えます。
感染症対策の強化として、第23条の次に、次の1条を加えます。

6ページ目をお開きください。

運用規定等の掲示に係る見直しとして、第24条の次に第2項を加えます。
高齢者虐待防止を推進するため、第29条の次に、次の1条を加えます。

7ページ目を御覧ください。

本則に次の1章、雑則を加えます。

8ページ目を御覧ください。

附則の第2項は、管理者要件の経過措置期間を延長とするため、平成33年3月31日を令和9年3月31日に修正します。

附則の次に第3項を加えます。

改正文に戻っていただき、附則第1項、施行期日。

この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の次に加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

なお、第2項、虐待の防止に係る経過措置、第3項、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置は、それぞれ令和6年3月31日までの間、経過措置が取られます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

貸借対照表の2ページの5条の2項、やむを得ない理由がある場合には介護支援専門員を管理者とすることができるという文言が加わりましたけれど

も、この主任介護支援専門員と介護支援専門員の、この資格の違いというのはどのようなものがあるのでしょうか。

保険健康課長 すみません、もう一度お願いします。最後のところをもう一度。

13 番 石 田 2ページはわかりますか。2ページの5条の2項なんですが、新たに加わった文言で、介護支援専門員が管理者とすることができると、やむを得ない理由があるときには、とあるんですけれども、この主任がついた場合とつかない場合だとは思いますが、資格の違いというものはどのようなものがあるのでしょうかという質問です。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 お答えします。

今まで主任専門員という役職が必ず必要であったところが、そこがちょっと緩和されて、主任ではなくてもできるというように変更したものでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、資格的な要件は大して変わらないということなんですか。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 すみません。資格の差があったんですけども、そこがなくなるということで、そういうことで進められるという解釈でお願いします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 ちょっとそのところにつきましては、その主任がつくつかないかどう違いがあるかという、ちょっと把握はしていないんですけれども、そこは主任ということですので、取りまとめするかということになるかと思いますが、ちょっと調べる時間をいただきたいと思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 管理者になるわけですから、ここところは重要かなと思って質問したんですけども、じゃあ、次もう一点よろしいですか。

議 長 それでは、今調べないと賛否に関わることになるので、石田議員の質問、これはよろしいですか。ちょっと休憩を取りますけども。

それでは、質問の途中ですけれども、ちょっと調べる時間が必要でありますので、このまま暫時休憩とさせていただきます。 (午前9時18分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前9時22分)

それでは、保険健康課長、答弁願います。

保 険 健 康 課 長 すみません。先ほどの御質問の主任介護専門員とそれ以外のとどう違うのかということなんですが、主任介護専門員とは、ケアマネジャーの経験を5年以上経験された方で、所定した研修を受けないと主任という資格が得られません。そこで、もしそういう方がいられない場合でも、猶予を与えるということが今まであったものです。それがまた延長されるということでございます。町内におきましては、バーデン山北、エニーさん、あずみ苑さんと、三つ介護施設があるんですけれども、そこは全て主任介護専門員がおられます。

以上です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 じゃあ、当町には、この条文は文言が加わっても該当する施設はないということに理解いたしました。

もう一点、よろしいですか。

議 長 先ほどの質問は、1回目としてカウントさせていただきますので、もう一回どうぞ。

13 番 石 田 じゃあ、もう一点、その下の6条の2項なんですけれども、多分これを読むと同じ介護施設に同じサービスを何回もしてはいけないというか、する場合にはその説明を行って理解を得なければいけないという意味ではないかと思うんですけれども、ちょっと新しく加わったこの文言のところ、そんな解釈でいいのか、もう一度、説明をお願いいたします。

議 長 いいですか、確認します。

それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。 (午前9時25分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前9時27分)

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 失礼いたしました。条例第6条の2項につきましては、質の高いケアマネジメントの推進を図るということで、ケアマネジメントの公平性・中立性の確保を図る観点から利用者に対する次の事項の説明を行うことを新たに求

められたものでございます。

作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、保険業務対応の各サービスの割合のこと。もう一つが作成したケアプランに位置づけられた訪問介護サービスの提供回数のうち、同一事業によって提供されたものの割合、そういったものを新たに求めるといって追加されたものでございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8 番、清水明議員。

8 番 清 水 すみません、第21条の4のところですが、ごめんなさい、ちょっと理解できない部分がありましたので、教えていただきたい。

指定居宅介護支援事業者は、更新の明確化の必要な措置を講じなければならないと。要するに主語は事業者です。それで、次の「職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより」というのは、これは誰がするのかということをお教えいただきたい。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 主語のところでありますとおり、指定居宅介護支援事業者ということで、事業所内において、一般的に上司が下の者に対してパワハラ等を行う場合に対しての措置という解釈をお願いします。事業所内におけるという中で、通常は上の者が下の者に対して行う行為だという解釈をお願いします。

議 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

12 番、富田陽子議員。

12 番 富 田 すみません、今回の条例の制定は、これはいろんなところで施設での虐待等があったことからこういう計画がつくられたと思うんですけど、これを講じなければならないこと、講じなかった事業者に対して、何か町からの罰則みたいなのは今後あるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 まず、こういう声を送られた場合は、まず指導から始まります。指導で

どういった経緯でこういうふうになったのか。そういったところを徹底的に調べまして、まずそこを何が問題だったというところでありますけれども、罰則ということになりますと、特に決められたものはございませんけれども、居宅事業対象者は町が指定管理者になっておりますので、町のほうで指導がまず入ると。罰則については規定はございません。

議 長 富田議員、よろしいですか。

富田陽子議員。

12 番 富 田 じゃあ、町としては指導のみということで、さらにその指導をしても改善されなかった場合は何か処置を講じられるという考えでよろしいでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 最初指導になるんですけれども、それが2回3回とか続いた場合は、公表したりだとか、そういったことをやらざるを得ないようになっていくのではないかと思います。

あと、ここの指定についても解除されるということになっていくようになります。

議 長 ほかにございませんか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸です。

居宅事業のことですので、居宅の方に対する利用者への配慮とか、また事業者への人員不足に対する緩和とか、パワーハラスメントとか、また利用者の家族が対面できないときとか、居宅ですからあれですけど、電磁的なものを使ってするには利用者の許可を取るとか、いろいろな意味で配慮されていると思うんですが、このようなものが、山北町に、これそのものとは言いませんけど、このような傾向のものが、この1年間いろいろコロナ禍でありましたけれども、何か問題が起きて、こういう条例ができる現場もどこもよくなるよというような何か傾向がありましたでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 こちらの要介護1から5の方が使われる介護サービスの関係なんですけれども、当町におきましては、ここのところ、特にそういった苦情等も聞いたことはございません。こちらのほうにも入ってきておりません。

議 長 ほかに質疑がある方はどうぞ。

申し遅れましたけれども、保険健康課の職員の入室を認めておりますので、御承知おきをお願いいたします。

質問も終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第3号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第4号、山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第4号、山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第4号、山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

4 ページ目をお開きください。

目次でございますが、第1章「委任」を「雑則」に改めます。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第3条に第3項、また、介護保険関係条例を活用したPDC Aサイクルの推進を図るため、第4項を加えます。

5 ページ目をお開きください。

第6条第5項は、オペレーターの配置基準の緩和により、指定夜間対応型訪問介護事業所において、当該施設等の職員をオペレーターとして当てることができるとして、第1号から8号まで、第47条第4項第1号の規定を追加するものです。

6 ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止を推進するため、第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号を加えます。

7 ページ目を御覧ください。

事業所におけるハラスメント対策の強化として、第32条第4項の次に第5項を加えます。

業務継続性に向けた取組の強化として、第32条の次に、次の1条を加えます。

感染症対策の強化として、第33条第2項の次に第3項を加えます。

8 ページ目をお開きください。

運営規定の掲示に係る見直しをすることから、第34条に次の第2項を加えます。

9 ページ目をお開きください。

会議等におけるICTの活用を図るため、第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加えます。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第40条の次に、次の第40条の2を加えます。

10 ページ目をお開きください。

オペレーターの配置基準等の緩和を図ることから、第47条第1項第1号中

「専ら」及び「とする。」を削り、同項ただし書を削り、同項「第2号中
「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同項
ただし書を削り、同条に次の5項を加えます。

13ページ目を御覧ください。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第55条中第8号を第9号とし、第7号
の次に第8号を加えます。

夜間職員体制の見直しを図ることから、第56条第2項ただし書中「随時訪
問サービスについては、」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指
定夜間対応型訪問介護利用者に提供できる体制を構築しており、」に改め、
「他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介
護看護事業所」を、「との」次に、「密接な」を、「ときは、」の次に「町
長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲において、指定夜間対応型訪問
介護の事業の一部を、」を、「当該他の指定訪問介護事業所」の次に「等」
を加え、「訪問介護員等」を、「従業者」に改め、同条第3項中「前項」の
次に「本文」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随
時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ指定夜間対応型訪問
介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業とが同一敷地内
において一体的に運営されている場合であって、利用者の処遇に支障がないと
きは、」を「オペレーションセンターについては、」に、「定期巡回サービ
ス又は随時訪問サービスの事業所の事業の一部を次の指定訪問介護事業所又
は指定夜間対応型訪問介護事業者の従業者に負わせることができる」を「複
数の指定夜間対応型訪問介護事業者の間の契約に基づき、当該複数の指定夜
間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又
はその家族等からの通報を受けることができる」に改め、同条に次の第5項
を加えます。

15ページ目を御覧ください。

地域と連携した災害への対応強化を図るため、第57条に次の第2項を加え
ます。

地域の特性に応じた夜間対応型訪問介護の運用を図ることから、第59条前
段中「第33条」を「第32条の2」に、「第40条及び」を「及び第40条から」

に改め、「第41条」の次に「まで」を加え、同条中「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改めます。

16ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第59条の12中第10号を第11号とし、次の10号を加えます。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけを図るため、第59条の13第3項に後段として次のように加えます。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着通所介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の第4項を加えます。

17ページ目を御覧ください。

第59条の15に次の第2項を加えます。

会議等におけるICTの活用を図ることから、第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう求めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加えます。

18ページ目をお開きください。

第59条の17第1項中「協議会」の次に、「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加えます。

運営規定の掲示に係る見直しを図るため、第59条の20中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条」を「第34条第1項」に、「同項及び第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号に、同項及び第34条を同項第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改めます

19ページ目をお開きください。

第59条の20の3、前段中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条ま

で」の次に、「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条において」を「第34条第1項において」に改め、「第34条」の次に「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」を加え、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改めます。

20ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止を推進することから、第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に第9号を加えます。

会議等におけるICTの活用を図るため、第59条の36第1項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加えます。

21ページ目を御覧ください。

運営規定の掲示に係る見直しを進めるため、第59条の38「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「において」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「療養型通所介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項」に改め、「同条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、及び」を削り、「第59条の13第3項」の次「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加えます。

人員配置基準の見直しを図るため、第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加えます。

23ページ目を御覧ください。

人員基準の見直しを図るため、第65条第2項中「第82条第7項」の次に「第110条」を加えます。

管理者の配置基準の緩和の観点から、第66条第1項ただし書中、「することができるものとする」の次に、「。なお、共用指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加えます。

24ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止の推進を図ることから、第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に第10号を加えます。

運営規定の掲示に係る見直しを図るため、第80条中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条まで」の次に「第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「同項及び第34条」を「同項第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改めます。

「認知症対応型通所介護従業者」との次に「第59条第13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「認知症対応型通所介護従業者」とを加えます。

25ページ目を御覧ください。

人員配置基準の見直しを可能とするため、また、計画作成担当者の配置基準の緩和を図るため、第82条第6項の表中「指定地域密着型通所介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改めます。

26ページ目をお開きください。

人員配置基準の見直しを図るため、第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改めます。

27ページ目を御覧ください。

会議等におけるICTの活用を図るため、第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。)」を加えます。

高齢者虐待防止の推進を図ることから、110条中第10号を第11号とし、第9号の次に第10号を加えます。

28ページ目をお開きください。

小規模多機能型居宅介護の利用定員の効率的な運営を図るため、第101条に次の第2項を加えます。

第108条中「第82条」の次に「、第32条の2」を加え、「第41条」を「から第41条まで」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「同項及び第34条、同項第32条の2第2項、第34条1項及び第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号並びに第3号」を加えます。

30ページ目をお開きください。

夜間職員体制の見直しを進めるため、第110条第1号中、「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加えます。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10条10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とする。

31ページ目を御覧ください。

第8項の次に、次の第9項を加えます。

第11項中第9項を第10項に改めます。

第111条中第2項を第3項とし。

32ページ目を御覧ください。

第1項の次に次の第1項を加えます。

人員配置基準の見直しを行うため、第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下」に改め、同項ただし書を削ります。

外部評価に係る運営推進会議の活用と会議におけるICTの活用を推進するため、第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加えます。

33ページ目を御覧ください。

人員配置基準の見直しを行うことから、第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加えます。

34ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止の推進を図ることから、第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に第7号を加えます。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけが強化されたことにより、第123条第3号に後段として次のように加えます。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は全ての介護事業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。また、123条に次の第4項を加えます。

運営規定等の掲示に係る見直しをすることから、第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」に「から第41条まで」を加えます。

35ページ目を御覧ください。

第34条において、「第34条第1項において」に「及び第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」と改め、第6章「第4節」の次に「、第59条第16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「介護事業者」と」を加えます。

会議等におけるICTの活用を図るため、第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加えます。

36ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止の推進を図ることとして、第145条第9号を第10号とし、第8号の次に第9号を加えます。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけが強化されたことにより、第146条第4項に後段として次のように加えます。

その際、当該指定地域密着型特定施設、居宅生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。また、第146条に次の第5項を加えます。

37ページ目を御覧ください。

運営規定等の掲示に係る見直しをすることから、第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第

34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、「第34条中」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第4節」との次に「第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を「2月」との次に「第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加えます。

38ページ目を御覧ください。

151条第1項に、次のただし書を加えます。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「指定地域密着型介護施設から」に改めます。

39ページ目を御覧ください。

「(看護職員に限る。)を除き」までを削除します。

同条第8号、各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「施設生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加えます。

40ページ目をお開きください。

会議等におけるICTの活用を図るため、第57条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)」を加えます。

41ページ目を御覧ください。

第158条第6項中「会議」の次に「(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加えます。

栄養ケアマネジメントの充実と口腔衛生管理の評価を図るため、第163条の次に、次の2条を加えます。

42ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止の推進を図ることから、第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号を加えます。

認知症介護基礎研修の受講を義務づけすることから、第169条第3項に後段として次のように加えます。

また、事業所におけるハラスメント対策の強化として、第169条に次の第4項を加えます。

43ページ目を御覧ください。

会議等におけるICTの活用を図るため、第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練」を加えます。

第175条第1項第3号中、「委員会」の次に「(テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の第4号に「第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと」を加えます。

44ページ目をお開きください。

人員配置基準の見直しを図るため、第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に改め、「と」の次に「同項第32条第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とを削ります。

45ページ目を御覧ください。

個室ユニット、また、施設の整備、勤務体制の見直しを図るため、第180条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号(ア)(ウ)a及びbを削ります。

47ページ目を御覧ください。

会議等におけるICTの活用を図るため、第182条第8項第1号中、委員会の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加えます。

高齢者虐待防止の推進を図ることから、第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に第9号を加えます。

認知症介護基礎研修の受講を義務づけることから、187条第4項に後段として次のように加えます。

48ページ目を御覧ください。

事業所におけるハラスメント対策の強化として、第187条に次の第5項を加えます。運営規定等の掲示に係る見直しをすることから、第189条中、「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条」の次に「第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に改め、「同じ。」との次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者と」を削ります。

49ページ目を御覧ください。

第202条中「第28条」の次に「第32条の2」を加え、「第41条」を「から第41条まで」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「同項及び第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改めます。

50ページ目をお開きください。

第11章「委任」を「雑則」に改めます。

第205条に見出しとして、「委任」を付し、同条を206条とし、第11章中同条の前に次の第205条を加えます。

改正文に戻っていただき、附則、第1項施行期日。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。なお、第2項、虐待防止に係る経過措置、第3項、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置、第5項、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置、第6項、第7項、ユニットの定

員に係る経過措置、第8項、栄養管理に係る経過措置は、それぞれ令和6年3月31日までの間、経過措置が取られます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀口 11番、堀口です。

この条例の中では、テレビ電話等の活用ということで、かなりいろんなことができるようになるのかと思いますが、この中には利用者、いろいろな会議ということで書かれておりますけれども、その中には利用者とか家族の参加のケースも想定されているということで、今後ですけれども、こういったテレビ電話等の対応をしていくということによろしいでしょうか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 規定としまして、テレビ電話も活用できますよと、できるようになりますという規定でございます。ですので、今後状況によっては、こういったことを推進して、実施してまいりたいと思います。

議長 9番、児玉洋一議員。

9番 児玉 9番の児玉でございます。

今の堀口議員の関連の質問でございます。

随所にICTを活用することを目的として、今のテレビ電話等といったところが、随所に条例の改定が見られますが、今の指定事業者において、この部分が既に充実はしているのかどうかといったところは、今、現時点で確認はできていますか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 実際のところ、充実はしてございません。

議長 9番、児玉洋一議員。

9番 児玉 9番の児玉でございます。

であるならば、例えばこの部分が、さっきの附則の部分の説明がございましたが、やはりこの感染症の蔓延防止といったところが、加えられているといったところであれば、ちょっと事業者において、その部分がまだ十分

ではないよといったところに対して、町から何らかの助成なり補助なりといったところは今考えられているのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今、コロナ禍に当たりまして、国、県の補助で、ICTの活用というところの補助制度もございます。ということで、まだちょっと予算的には対応してございませんけれども、今後は考えていきたいなと思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸でございます。

ページ数でいきます。45ページのイ、ユニットのところの条例の文言なんですけど、今度、ユニットは、一応、1ユニット9室ということになっていると思うんですけど、共同室を設けるということができるところが大きな変化だと思うんですけど、これが原則として、おおむね10人以下とし、1つのユニ、1ユニットですね、1ユニット普通9人だと思うんですけど、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするということは、共同室というのは、また新たに、その1ユニットの中で、トイレとかこの後段にありますけれども、また設備をすればもっとユニットの定員を1ユニットに対して15人以下ということは、までオーケーだという改定だと思うんですけども、やはり今ちょっと、今の話とちょっとかぶさるんですけど、そういう改定に対しての町の支援とかあるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今のところですが、町の支援というのは考えてございません。

グループホームのことではないということで、特定、特養のことですので、居室について、変更することが必要になってまいります。そういったことでは、県、国の補助が不可欠となってまいります。

議 長 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 すみません。今、特養のことではないのでとおっしゃいましたけど、そのことについて、ちょっと。

特養のことではないのでということですね、これはね。そうじゃない。ちょっとそこところがよく理解できなかったんですけど。国、県の支援を仰

ぐというのは分かるんですけど。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません。こちら、特別養護老人ホームのことです。ちよつと先ほどの回答は間違いです。

小規模特養という考えで、地域密着型の老人福祉、生活介護に当たるものになります。

議 長 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 特養で、ユニット型は特養ではないですね。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 小規模型の特養のことです。今では、町内にはございません。

議 長 瀬戸恵津子議員、よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 指定地域密着型サービスの事業を行っている議案第4号に該当する事業者というのは、山北では何件ぐらいあって、どこに相当するのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 山北では、小規模多機能型居宅介護をしております。すずらんさん。あとは、認知症対応型共同生活介護をしておりますグループホームアミーゴさん、グループホームやまきた、あとバーデンライフ山北、あと地域密着型通所介護しておりますリッチライトやまきたということで、全部で5か所にあります。

議 長 質疑はよろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第4号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よつて議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第5号、山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第5号、山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおりに制定するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第5号、山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは新旧対照表で御説明申し上げます。

2ページ目をお開きください。

目次でございますが、第6章、「委任」を「雑則」に改めます。高齢者虐待防止の推進を図るため、第3条に2項を加えます。

3ページ目を御覧ください。

管理者の配置基準の勘案を進めるため、第8条第1項中「又は施設」の次に、「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加えます。

5ページ目をお開きください。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加えます。

第10条第1項ただし書中「ものとする。」の次に「なお、共用型指定介護

予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加えます。

6ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止を推進するため、第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号、第10号を加えます。

管理者の配置基準の緩和を事業所におけるハラスメント対策の強化として、第28条第3項を次のように改めます。また、第28条に、次の第4項を加えます。

7ページ目を御覧ください。

業務継続に向けた取組の強化として、第28条の次に次の1条を加えます。また、第30条の次に第2項を加えます。

管理等におけるICTの活用を推進するため、第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加えます。

8ページ目をお開きください。

運営規定等の提示係の見直しを推進するため、第32条に次の第2項を加えます。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第37条の次に次の第37条の2を加えます。

9ページ目を御覧ください。

会議等におけるICTの活用を図るため、第39条第1項中「協議会」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加えます。

10ページ目をお開きください。

人員配置基準の見直しについて、第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人福祉施設」を加え、「指定密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、12ページ目をお開きください。

同条第7項中「以下」の次に「この章において」を加えます。

認知症介護基礎研修の受講を義務づけすることから、第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改めます。

13ページ目を御覧ください。

介護におけるICTの活用を図ることから、第49条中「行う会議」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合においては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない」を加えます。

高齢者虐待防止の推進を図ることから、第57条中第10号を11号とし、第9号の次に第10号を加えます。

14ページ目をお開きください。

地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の利用定員の運用を図るため、第58条に次の第2項を加えます。

第65号前段中「第28条」の次に「第28条の2」を加え、「第31条から第36条まで、第37条から第39条まで」を「第31条から第39条まで」に改め、同条中「規程と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、第28条第3項並びに第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と」を削ります。

16ページ目をお開きください。

人員配置基準の見直しを図るため「第71条第1項中をいう。」を、次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加えます。

第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活事業所」に改めます。

17ページ目を御覧ください。

計画作成担当者の配置基準の緩和を図るため、第8項の次に次の第9項を

加えます。

地域の特性に応じた認知症グループホームの確保を図ることから、第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の第2項を加えます。

18ページ目を御覧ください。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下」に改め、同項ただし書を削ります。

会議等におけるICTの活用を図るため、第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)」を加えます。

地域の特性に応じた認知症グループホームの確保を図るため、第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加えます。

19ページ目を御覧ください。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に第7号を加えます。

認知症介護基礎研修の受講を義務づけることから、第81条第3項に後段として次のように加えます。

20ページ目を御覧ください。

高齢者虐待防止の推進を図るため、第81条に次の第4項を加えます。

外部評価に係る運営推進会議の活用を図るため、第86条前段中「第26条」の次に「第28条の2」を加え、「第36条、第37条、第38条、第39条」を「第36条から第39条まで」に改め、同条中「規程と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従事者」とあるのは、「介護従業者と」を削ります。

21ページ目を御覧ください。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加えます。

第6章「委任」を「雑則」に改め、第92条に見出しとし委任を付し、同条

を第93条とし、第6章中同条の前に次の第92条を加えます。

改正文に戻っていただき、附則第1項、施行期日。この条例は令和3年4月1日から施行する。なお、第2項虐待の防止に係る経過措置、第3項業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置、第5項認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置は、それぞれ令和6年3月31日までの間、経過措置が取られます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第5号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第5号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって議案第5号は、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第6号、山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第6号、山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第6号山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援等の従業の人員及び運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

目次中第7章の次に、第8章雑則を加えます。

第3条に、高齢者虐待防止を推進するため、第5項を加えます。またPDCAサイクルの推進を図るため、第6項を加えます。

2 ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止を推進するため、第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に第6号を加えます。

事業所内におけるハラスメント対策の強化を図るため、第20条第4項を加えます。また、業務継続に向けた取組の強化を図るため、第20条の次に第20条の2を加えます。

3 ページ目を御覧ください。

感染症対策の強化を図るため、第22条の次に次の第22条の2を加えます。

また、運営規定等の見直しを図るため、第23条の次に次の第2項を加えます。

4 ページ目をお開きください。

高齢者虐待防止を推進するため、第28条の次に次の第28条の2を加えます。

5 ページ目を御覧ください。

会議等におけるICTの活用を推進するため、第32条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加えます。

記録の保存等に係る見直しとして、本則に、第8章雑則に第35条を加えます。

改正文に戻っていただき、附則第1項、施行期日。この条例は令和3年4月1日から施行する。なお、第2項虐待の防止に係る経過措置、第3項業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置は、それぞれ令和6年3月31日までの間、経過措置が取られます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第6号は、原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分といたします。

(午前10時37分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時50分)

日程第6 議案第7号、山北町立山北診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第7号、山北町立山北診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町立山北診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立山北診療所の患者数の減少に伴い、木

曜日も休診日とするため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第7号、山北町立山北診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

山北町立山北診療所は、平成20年12月から公益社団法人地域医療振興協会指定管理者に選定し運営をお願いしております。

現在、木曜日の診療については、山北診療所の医師ではなく、他の医師が担当していることもあり、患者数が少ないため木曜日を休診とするよう提案するものです。

新旧対照表で御説明申し上げます。1枚おめくりください。

第10条の休診日の第1項第1号中「日曜日」の次に「及び木曜日」を加えます。

また第11条の診療時間の第1項第1号中の「、木曜日」を削ります。

それでは、改正文にお戻りください。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田

13番、石田でございます。

木曜日の患者さんが少ないので、木曜日を休診にするということは分かりました。ただ、条文の貸借対照表のところをちょっと見ますと、10条のところの1号に、日曜日及び木曜日に変更になるんですけども、祝日はここに加わらなくてもいいのかなという単純な疑問です。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

お答えします。

祝日につきましては、第2項のほうでうたっておりますので、ここには入

りません。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2 番、山崎政司議員。

2 番 山 崎 木曜日が患者さんが少ないということで、休日にするという話なんです、木曜日はなぜ少ないかという原因の分析というのはされたでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はっきり患者さんに確認したわけではございませんが、先ほど御説明したとおり、木曜日につきましては、もともとの病院所長ではなく、他の病院からの先生が来ていると、そういった理由が原因ではないかというふうに考えております。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第7号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第7号は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第8号、令和2年度山北町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第8号、令和2年度山北町一般会計補正予算(第11号)。

令和2年度山北町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,905万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億2,613万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表、繰越明許費」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、国、県補助負担金の確定見込み等による変更であり、歳出の主なものは、各事業費の執行見込みによる減額で、歳入歳出それぞれ1億9,905万4,000円を減額するものです。

また、道路新設改良事業ほか2事業について、繰越明許費の設定をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第8号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款町税から22款町債まで歳入合計で1億1,905万円4,000円の減額補正でございます。

続きまして4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、1款議会費から、次の6ページ、7ページをお開きください。13款予備費まで、歳入と同額の減額補正でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

土木債と消防債については、それぞれ事業費の確定に伴う減額でございます。

減収補填債につきましては、地方消費税交付などの減収について、来年度の普通交付税で精算しない代わりに、今年度において75%の交付税措置にす

るとの国との指導により起債をするものでございます。

下段の第3表、繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、7土木費、2道路橋梁費、道路新設改良事業352万円は、ぐみの木松原先線の河川協議に時間を要するため繰り越すもので、9教育費、1教育総務費、教育振興事業418万円については、GIGAスクール事業支援業務委託料を支援員派遣に時間を要するため繰り越すものでございます。

次の10災害復旧費、2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1億4,844万9,000円は、令和元年度の台風19号により被災した町道谷戸北畑線の災害復旧工事が県の河川護岸復旧工事完了後に着手となるため繰り越すものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

12、13ページをお願いします。

初めに歳入でございます。

今回、3月補正につきましては、歳入歳出ともに各種の事業費がおおむね確定してきたということで、これらに伴う歳入歳出の補正が主なものでございます。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税は、1,172万8,000円の増額で、収納率が予定より下がらなかったことと、納税猶予が想定より少なかったことによる増額でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、115万4,000円の増額は、見込みによる増額でございます。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は、166万5,000円の減額です。

説明欄に内訳を記載しておりますが、児童数の増減や所得階層の確定、保育単価の確定などによるものでございます。

2目農林水産業費県負担金は、9万円の増額です。農地災害復旧の国庫補助の残の個人負担分で1地区4名分でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用量、1目総務使用料は、1万5,000円の増額で、ヒルズタウン丸山の駐車場2台分でございます。

2目衛生使用料は、1,500万円の減額です。説明欄の健康福祉センター等使用料で、緊急事態宣言等で休館したことによるものでございます。

5目土木使用料は、198万5,000円の減額で、入退去などによる住宅使用料の減でございます。

6目教育使用料は、226万5,000円の減額です。

1節の幼稚園使用料の延長保育保育料は、臨時休園等による減額で、2節の保健体育施設利用料の学校体育館等使用料、パークゴルフ場使用料は、コロナウイルス等による利用者の減でございます。

3節生涯学習センター使用料の生涯学習センター施設利用料は、コロナウイルスによる休館や利用者の減によるものでございます。

2項手数料、2目衛生手数料、64万8,000円増額は、し尿処理手数料で新東名事業者の使用による増でございます。

14、15ページをお開きください。

3目農林水産業手数料は、27万5,000円の増額で、1節林業手数料の入猟承認手数料は、実技研修の回数の増によるものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、321万7,000円の増額でございます。

1節障害者福祉負担金では、それぞれサービス利用者の増により、514万7,000円の増額でございます。

2節児童福祉費負担金は、117万5,000円の減で、児童手当負担金は、対象児童の減によるものでございます。

3節保険基盤安定負担金は、国保分と介護保険分の確定によるものでございます。

3目教育費国庫負担金23万円の減は、私立幼稚園等教育給付費負担金で、対象児童の転出によるものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、30万5,000円の増額です。

2節障害者福祉費補助金は、57万3,000円の増額で、サービス利用者の増によるものでございます。

3節子ども・子育て支援交付金は、26万円の減額で、子育て世帯包括支援センター事業の減などによるものでございます。

5 節児童福祉費補助金、12万円の減額は、確定によるものでございます。

7 節後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金11万2,000円は、後期高齢者医療制度のシステム改修の補助金で、5分の1の補助率でございます。

2 目衛生費国庫補助金は、422万3,000円の増額です。

1 節保健衛生費補助金の感染症予防事業とがん検診推進事業は、確定見込みによる減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、システム改修等の補助金でございます。

3 目土木費国庫補助金は、785万5,000円の減額です。家賃対策事業、住宅関連事業、住まいづくり応援制度事業、いずれも確定見込みにより減額するものでございます。

4 目教育費国庫補助金は、202万6,000円の減額で、特別支援教育就学奨励費、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業は、確定による減でございます。

5 目循環型社会形成推進交付金47万8,000円の減につきましては、浄化槽の設置基数の減によるものでございます。

6 目社会資本整備総合交付金は、341万9,000円の減額で、事業費の確定によるものでございます。

7 目総務費国庫補助金901万6,000円の減額は、個人番号カードの交付や、16、17ページをお開きください。

特別定額給付金事業の確定による減でございます。

8 目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、4,891万6,000円の減額で、事業費の確定見込みによるものでございます。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金は、107万7,000円の減額です。

1 節保険基盤安定負担金、429万円は、確定見込みによるものでございます。

3 節障害者福祉費負担金は、サービス利用者の増などによるものでございます。

4 節児童福祉費負担金についても、対象者数の減によるものでございます。

5 節災害救助費負担金は、令和元年度の台風について、備蓄品も対象とな

ったものでございます。

4目教育費県負担金は、11万5,000円の減額で、対象児童の転出によるものでございます。

6目災害復旧費県負担金は、1,319万6,000円の減額で、確定によるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は、553万3,000円の減額です。

1節地籍調査費補助金と2節水源環境保全・再生市町村補助金は、事業費の確定によるものでございます。

2目民生費県補助金は256万3,000円の減額です。

3節の障害者福祉費補助金は、146万6,000円の減で、重度障害者医療費補助事業は、医療費の見込みによる減額でございます。障害者自立支援地域生活支援事業は、サービス利用者の増によるものでございます。

4節児童福祉費補助金は、83万7,000円の減額で、対象者数の減によるものでございます。

5節子ども・子育て支援交付金は、26万円の減額で、子育て世代包括支援センター事業減によるものでございます。

3目衛生費県補助金は、507万8,000円の減額です。1節の浄化槽事業補助金で、基数の減による減額でございます。

2節保健衛生費補助金は、受診率の減によるものでございます。

3節環境衛生費補助金は、確定によるものでございます。

18、19ページをお願いします。

4目農林水産業費県補助金は、176万8,000円の増額です。農地災害復旧事業、中山間地域等直接支払事業の確定によるものでございます。

4節の林業費補助金は、協力協約推進事業の確定による減でございます。

6目消防費県補助金、137万5,000円の増額は、地震防災関連整備事業の確定によるものでございます。

7目教育費県補助金は、46万7,000円の減額です。

1節社会教育費補助金は、放課後子どもプラン推進事業の4月、5月の休業によるものでございます。

2節教育給付費補助金は、対象児童の転出による減額でございます。

8目農業委員会助成交付金は、16万4,000円の増額で確定によるものでございます。

12目新しい生活様式推進事業補助金は、43万5,000円の増額で、県の臨時交付金事業で観光振興事業の商用備品に充当しており、補助率は2分の1でございます。

3項委託費委託金、1目総務費委託金、291万5,000円の減額は、国勢調査費の確定によるものでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、125万6,000円の増額は、説明欄に記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産の売払収入は、57万7,000円の減額で確定によるものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は、15万円の増額でコロナウイルスの関係で寄附を頂いたものでございます。

21款諸収入、4項雑入で、20、21ページをお開きください。

1目雑入は、745万8,000円の減額です。

5節雑入のうち、公共施設災害共済保険金は、入金が来年度になる見込みのため減額をするもので、その他については確定見込みによるものでございます。

22款町債、1項町債、2目土木債、1,620万円の減額と3目消防債480万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

10目減収補填債697万7,000円については、地方消費税交付金などの減収について、来年度の普通交付税で精算しない代わりに、今年度起債し、後年度において交付税措置にすると国の指導により借り入れるものでございます。

22、23ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、126万円の減額で、執行残の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、271万4,000円の減額です。人件費、会計年度任用職員経費、職員研修事業は執行残の減額です。

一般経費ですが、24、25ページをお開きください。

三保地域振興会助成金は、基金利息の確定による増額です。

神奈川縣市町村専門職員派遣負担金は、県から派遣をしてもらっている保健師分の確定による増額でございます。その他については執行残でございます。

次の防犯関係事業の費用弁償は執行残の減額でございます。工事請負費については、4月から駅前交番がなくなるため、駅前に防犯カメラと赤色灯を設置するものでございます。

2目の文書広報費、107万円の減額は執行残の減額でございます。

5目財産管理費は、567万6,000円の減額です。庁舎等管理事業、庁用車管理事業、事務機器等管理事業は、執行残の減額でございます。

基金管理事業については、利息の確定により積立額をそれぞれ変更するものでございます。

7目企画費は、188万5,000円の減額でございます。

26、27ページをお開きください。

地域振興推進事業の公共交通（タクシー）事業者緊急支援金は、タクシー協会からの要望により助成をするものでございます。その他の事業につきましては、全て執行残でございます。

8目支所費は、113万5,000円の減額で、こちらも執行残でございます。

9目町政連絡費は、30万6,000円の減額で、執行残の減額でございます。

10目交通安全対策費、29万8,000円の減額は、執行残の減額でございます。

12目電算管理費は、1,510万6,000円の増額です。県町村情報システム共同事業組合負担金が確定したことによるものでございます。

13目地籍調査費、330万3,000円の減額は、執行残の減額でございます。

28、29ページをお開きください。

15目定住総合対策事業費は、327万5,000円の減額で、執行残の減額でございます。

17目特別定額給付金事業費は、639万4,000円の減額で、執行残の減額でございます。

2項徴税費、1目税務総務費、20万9,000円の減額は、執行残の減額でございます。

2目賦課徴収費、253万円の減額もこちらも執行残の減額でございます。

30、31ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、135万5,000円の減額で、番号システム管理事業については、事業費の確定による執行残でございます。

5項統計調査費、2目指定統計費、284万2,000円は確定による執行残でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、162万7,000円の減額で、執行残の減額でございます。

32、33ページをお開きください。

2目国民年金事務費は、1万1,000円の増額で、精査による国庫支出金の返納金でございます。

3目社会福祉施設費、135万9,000円の増額は、小田原市斎場の追加費用が発生したことによる増額でございます。

4目老人福祉費は、244万8,000円の減額です。神奈川県後期高齢者医療運営事業の事務費繰出金は、システム改修の繰出金でございます。

その他の事業については、確定見込みによる執行残でございます。

5目障害者福祉費は、1,806万9,000円の増額でございます。在宅障害児者支援事業、重度障害者医療費助成事業は、執行残の減額でございます。

34、35ページをお開きください。

障害者自立支援事業は、サービス利用者増と、過年度分の清算でございます。

地域支援事業の扶助費は、対象者の増により、その他については執行残の減額でございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は、415万円の減額で、保険基盤安定繰出金と保険財政安定化繰出金は、それぞれ決定に伴うものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金、1,315万6,000円の増額は、確定見込みによるもので介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、508万8,000円の減額は、小児医療費助成事業については執行残の減額でございます。

36、37ページをお開きください。

放課後児童クラブ運営事業は、過年度分精査による返納金の増額でございます。

子育て世帯臨時特別給付金事業、子育て支援事業、子育て相談事業については、執行残の減額でございます。

2目児童措置費、125万9,000円の減額は、確定見込みによる減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、736万1,000円の減額でございます。母子保健事業につきましては、執行残の減額と過年度の精算による国庫支出金の返納金でございます。健康づくり事業については、執行残の減額。一般経費については、備蓄用マスクの購入などの増額で、健康福祉センターや維持管理事業については執行残の減額でございます。

38、39ページをお開きください。

山北診療所管理運営事業は、感染症対策の物品購入のため、30万円を増額するものでございます。森林ふれあい健康セラピー運営事業、会計年度任用職員経費は、執行残の減額でございます。

2目予防費は、518万7,000円の減額です。予防接種事業の予防接種委託料と予防接種費用補助金は、執行残の減額でございます。過年度の精査により、国庫支出返納金は、15万7,000円の増額でございます。健康診査相談等事業は、執行残の減額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、高齢者へのアンケート調査を実施するための印刷製本費と郵便料でございます。

3目環境衛生費は、56万2,000円の増額です。美化推進事業については、執行残の減額でございます。

40、41ページをお開きください。

地区水道助成事業は、高杉地区と嵐地区に助成をするもので、2分の1の補助率でございます。駆除業務委託料は執行残の減額でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、322万9,000円の減額は、浄化槽設置事業の基数の減によるものでございます。

2目塵芥処理費148万1,000円の減額は、塵芥処理事業、ごみ減量再資源化

事業ともに執行残の減額でございます。

3 目し尿処理費、64万8,000円の増額につきましては、新東名工事業者宿舍等の使用料の増によるものでございます。

4 目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金、22万5,000円の減額でございますが、町単独工事について、5 基の予定が1 基になったことによる減額でございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は、183万6,000円の減額でございます。

42、43ページをお開きください。

鳥獣害対策事業の防護柵設置助成金は、申請件数の増により39万1,000円の増額。産業交流事業、足柄茶振興事業は、執行残の減額でございます。

5 目農地費、103万2,000円の減額については、執行残の減額でございます。

2 項林業費、2 目林業振興費は、314万2,000円の減額でございます。中川温泉ぶなの湯運営企業は、執行残の減額、林業促進事業は、森林環境譲与税を利用しているため、活用しているため、執行等の減額し、森林環境譲与税積立金に積立てをするものでございます。水源の森林づくり協力協約推進事業と水源地域交流事業は確定による執行残でございます。

3 目猟区管理費は、11万円の増額です。入猟承認料の増額分を規定により、猟区管理委託料を増額するものでございます。

44、45ページをお願いします。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費は、4,159万4,000円の減額でございます。中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金は、見込みによる減額、企業立地支援金は、確定により減額、雇用対策助成金は見込みにより減額をするものでございます。

3 目観光費は、86万1,000円の増額で、観光施設維持管理企業は執行残の減額でございます。観光振興事業の庁用備品購入費は、県の臨時交付金を活用し、観光協会用のサーモグラフィー等を購入するものでございます。

4 目商品券特別会計繰出金773万5,000円の減額は、プレミアム付商品券の見込みにより減額をするものでございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費490万円の減額については、

執行残の減額でございます。

2目道路新設改良事業費169万7,000円の減額についても、執行残の減額でございます。

3項河川費、1目河川維持費の492万円の減額ですが、46、47ページをお開きください。

河川維持管理事業、用水維持管理事業ともに執行残の減額でございます。

5項都市計画費、2目都市公園費204万1,000円の減額は、河村城趾歴史公園整備の執行残でございます。

3目下水道事業特別会計繰出金1,600万円の増額は、下水道使用料の減を補填するため、下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

6項住宅費、1目住宅管理費は、188万9,000円の減額です。町営住宅管理事業は、執行残の減額で、特定公共賃貸住宅管理事業については、見込みによる積立金72万9,000円の増額、地域優良賃貸住宅管理事業の積立金は、見込みにより230万5,000円の減額でございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は63万8,000円の減額で、執行残の減額でございます。

48、49ページをお願いします。

3目消防施設費13万5,000円の減額は執行残でございます。

5目防災対策費は、523万6,000円の減額です。防災設備等維持管理事業の修繕費については、防災無線移動系の電池交換をするものでございます。防災行政無線デジタル化整備工事は執行残の減額でございます。防災無線運用管理装置改修工事は、経年劣化により工事をするものでございます。防災対策備品等整備事業は、消耗品費を減額し、備品購入費で避難所用のジェットストーブ等を購入するものでございます。自主防災対策事業と地域防災計画事業については執行残でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、1,283万5,000円の減額で、こちらは全ての事業が執行残でございます。

50、51ページをお開きください。

2項川村小学校費、1目学校管理費10万円の減額は、見込みによる減額でございます。

3項三保小学校費、1目学校管理費は、49万6,000円の増額です。学校施設維持管理運営事業については、見込みによる減額で、会計年度任用職員は、夏休みが短縮により日数が増えたため、10万4,000円を増額するものがございます。

52ページ、53ページをお開きください。

4項山北中学校費、学校施設維持管理事業は見込みによる減額で、会計年度任用職員経費は、夏休みの短縮により日数が増えたため、5万7,000円を増額するものがございます。

2目教育振興費24万5,000円の減額は執行残の減額でございます。

3目給食費15万円の減額についても、執行残の減額でございます。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、64万円7,000円の減額も執行残の減額でございます。

6項社会教育費、1目社会教育総務費は、65万2,000円の減額です。社会教育推進事業については、執行残の減額でございます。

54、55ページをお開きください。

文化財保護事業の修繕費については、川村用水土功碑の看板を修理するもので、その他については執行残の減額でございます。

3目青少年育成費105万円の減額は、放課後子ども教室の見込みによる減額でございます。

4目生涯学習センター費713万円の減額は、全て執行残の減額でございます。

7項保健体育費、2目体育施設費、199万9,000円の減額はどちらも執行残の減額でございます。

56、57ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費200万円の減額は、執行残の減額でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、142万4,000円の増額です。確定により河川部の県への負担金を町道谷戸北畑線復旧工事へ振り替えるものがございます。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費は、34万6,000

円の減額につきましては、土地開発公社の助成事業でございます。町の代行取得していただいているものの、借入利率が0.3%から0.175%に下がったことによるものでございます。

13款予備費につきましては、1,553万8,000円を減額するものでございます。

58、59ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、職員の時間外勤務手当を減額するもので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第8号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、児玉洋一議員。

9番 児玉 9番、児玉でございます。

額面的にちょっと大きいところで、45ページの商工業振興費の部分ですね。4,100万なにがしと出ていますが、中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金、それから雇用対策助成金見込みが減だということだったと思いますけれども、これどうなんでしょう。この金額だけ見ると、山北の事業者、実はあまり困ってなかったのかなみたいな、そういうふうを受け止めるような金額が出てきちゃっているなとは思っているんですが、その辺り、感触としてどう受け止めているかというのは、今、現状確認させてください。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金でございます。こちらは5月補正で行ったもの、それと6月に行った緊急支援金というもの、それと10月に行った持続化の補助金という三つの補助金が全て組み合わせられているのが1節に入っているということをまず御理解いただきたいと思いますが、一番大きかったものは、5月補正で行いました持続化の支援助成金でございます。こちらは、国交省との関係、持続化の給付金という50%以上の減少率が多かったとありましたが、そちらのほうの利用がちょっと多かったというのが実態でございます。詳しく見ますと、一応、法人としては山北町が一応41件、個人としては34件という形での御利用申請を受けております。

以上でございます。

議 長 児玉洋一議員。
9 番 児 玉 実数は分かったんですが、全体的にそこまで疲弊していなかったのかなみ
たいな感じではなく、または、こういった持続化給付金について、あまり周
知というか、事業者側のほうが、手続がちょっと煩雑だから今回はいいやと
か、そういうような検証というか、分析というか、そんな印象が受けたか受
けなかったかといったところだったんですけど、その辺りは、ざっと今回の
一年間の流れを見て、どういう印象を持たれたでしょうか。

議 長 商工観光課長。
商 工 観 光 課 長 こちらの支援の助成のほうにつきまして、コロナ禍の影響というのが延
びたという形もありまして、実は3月まで申請のほうを延ばしておりました。
ですが、先ほど申しましたが、金額のほうの関係ですが、国費のほうと町の
この支援助成、10分の1という形になっております。ですので、やはり金額
の大きいほうに当然のごとく申請が流れているというのは、現状だったのか
なという、そういう理解でいます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
質疑ありませんか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第8号を採決いたします。原案に賛成者は起立願
います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第8号は、原案どおり可決されました。
日程第8 議案第9号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第5号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第9号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5
号)。

令和2年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次

に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,570万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,416万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による県支出金、保険給付費の減額で、歳入歳出それぞれ3,570万4,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第9号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

最初に、今回の主な補正は歳入の保険給付費交付金と保険基盤安定繰入金の減額。

歳出につきましては、一般被保険者療養給付費は減額を行いますが、一般被保険者高額療養給付費につきましては増額を行います。高齢者を中心とした医療費の高額化や高額薬価により、療養給付費につきましては大きく変動することもあるため、今後の推移においても予断を許さない状況となっておりますが、御理解をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

2ページ目、3ページ目をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款の県支出金から8款の国庫支出金まで、3,570万4,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで、歳入と同額の3,570万4,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

6、7ページをお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金、普通交付金につきましては、医療費の減少によるもので、3,147万4,000円の減額でございます。

3款1項2目保険給付費等交付金、特別交付金につきましては、保険者努力支援分の交付額確定によるもので、13万2,000円の減額でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、3節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分繰入金は、交付額の確定により355万4,000円の減額でございます。

4節の保険基盤安定繰入金、保険者支援分繰入金は、交付額の確定により158万2,000円の減額でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、交付額の確定により98万5,000円の増額でございます。

8款2項2目の国民健康保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置に対する補助金で、5万3,000円でございます。

8ページ目、9ページ目をお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、8節の旅費ですが、新型コロナウイルスにより会議や研修が減少したことにより、4万5,000円の減額でございます。

18節の負担金補助及び交付金ですが、国保連合会へ負担金として支払う国保ラインシステム改修に伴うもので、5万7,000円の増額でございます。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、医療費の減少に伴い、3,717万9,000円の減額でございます。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付金につきましては、退職被保険者の減少に伴い、5万円の減額でございます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費に該当する医療費増加によるもので、565万4,000円の増額でございます。

4款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、健診項目が変更されず、健診票の印刷が不要になったため、3万9,000円の減額でございます。

10ページ目、11ページ目をお開きください。

4款2項1目の保健事業費につきましては、10節の需用費ですが、新型コ

コロナウイルスにより予定していたイベント中止等により、啓発物品の購入がなくなったことにより5万4,000円。

11節役務費につきましては、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知作成件数が減少したことに伴い、1万円のそれぞれ減額でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、調整の結果403万8,000円を減額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第9号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第9号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第10号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第10号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,445万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減で、歳入歳出、それぞれ97万3,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第10号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

13、14ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は3款の繰入金を97万3,000円減額するものです。

歳出は1款の総務費から4款の予備費まで、歳入と同額の97万3,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

17、18ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金につきまして、町村情報システム共同事業組合負担分の増加を行うもので、高齢者医療制度見直し等システム改修事業分、56万1,000円の増額です。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、負担金額確定によるもので153万4,000円の減額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、高齢者医療制度見直し等に係る情報システム改修分、56万1,000円の増額です。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、年間見込額により、153万3,000円の減額でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、調整の結果、1,000円の減額です。説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。
日程第10 議案第11号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第11号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。
令和2年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ890万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億488万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表、繰越明許費」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込みによる下水道使用料の減であり、歳入歳出、それぞれ890万円を減額するものです。また、排水施設整備事業について、繰越明許費の設定をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第11号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

20、21ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款の使用料及び手数料から7款町債まで、補正額890万円を減額し、補正後の額は、4億488万8,000円でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額でございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

流域下水道事業債につきましては、補正前の限度額を250万円から、右の表の補正後では限度額を510万円とするものでございます。これは、令和3年度で予定しておりました県の流域下水道事業の一部を、令和2年度に前倒しし実施するため、起債の限度額を増額するものでございます。

続きまして、第3票、繰越明許費でございます。

先ほど説明いたしました前倒し事業を、令和3年度にかけて事業を実施するため、270万円を繰り越すものでございます。

続きまして、24、25ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

下の段の歳入でございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、主に、大口使用者の排水量が大幅に減少したことやコロナ禍の影響により事業所などの排水量が減少したため、2,750万円の減額となり、補正後の額は1億6,957万円でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、使用料の減収などにより1,600万円を増額し、補正後の額は1億3,755万5,000円でございます。

7款1項1目下水道債の酒匂川流域下水道事業債を260万円増額し、補正後の額は9,450万円でございます。

続きまして、26、27ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の流域下水道管理事業費の負担金を550万4,000円減額するものでございます。これは県の流域下水道の汚水処理施設などの維持管理費の減などにより、負担金が減額されたものでございます。

続きまして、2款1項1目排水施設費の流域下水道建設費の負担金を263

万5,000円増額するものでございます。これは、令和3年度に予定しておりました流域下水道の汚水処理施設の耐震設計委託などを前倒しして実施し、工事の早期発注を図るため、増額するものでございます。

3款1項2目の利子につきましては、貸付利率の確定によるもので、償還利子122万9,000円を減額するものでございます。

4款予備費につきましては、480万2,000円を減額し、補正後の額は、301万円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ、
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第11号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第11号は、原案どおり可決されました。
日程第11 議案第12号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第12号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,471万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,250万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、浄化槽設置事業の減であり、歳入歳出それぞれ2,471万1,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第12号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

29、30ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金から5款繰入金まで、補正額2,471万1,000円の減で、補正後の額は3,250万5,000円でございます。

歳出につきましては、1款事業費と2款予備費を合わせまして歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

33、34ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金につきましては、当初5基を予定しておりましたが、本年度は7人槽1基設置のため、856万5,000円を減額するものでございます。

4款1項1目町設置型浄化槽事業補助金は、同じく1基設置のため1,592万2,000円を減額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましても、同じく1基設置のため22万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目浄化槽整備費の工事請負費を、当初5基予定しておりましたが、本年度は7人槽1基設置のため、2,737万3,000円を減額するものでございます。

2款予備費につきましては、266万2,000円を増額し、補正後の額は、1,803万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第12号について、質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第12号を採決いたします。原案に賛成者は起立願
います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第12号は、原案どおり可決されました。
日程第12 議案第13号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第13号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。
令和2年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定
めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,248万9,000円を減額
し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億7,412万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等
による保険給付金の減であり、歳入歳出それぞれ4,248万9,000円を減額する
ものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第13号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予
算(第3号)について、御説明申し上げます。

36、37ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は1款の保険料から9款の諸収入まで、4,248万9,000円の減額を行うものです。

歳出は1款の総務費から5款の基金積立金まで、歳入と同額の4,248万9,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

40、41ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、現年分保険料の見込みにより、80万円の増額でございます。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金ですが、新型コロナウイルスの影響で介護予防教室が中止になった期間があり、利用者負担金として44万1,000円の減額でございます。2節の任意事業負担金ですが、同じく新型コロナウイルスの影響で会食サービスが中止になったことと、また配食サービスの実績見込みにより、32万4,000円の減額でございます。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、交付額確定により、2,115万7,000円の減額でございます。

4款1項2目の地域支援事業交付金につきましては、交付額確定により、90万7,000円の減額でございます。

5款2項1目の調整交付金につきましては、給付額の見込み及び地域支援事業調整交付金の確定により、196万5,000円の減額でございます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、交付額確定により、116万5,000円の減額でございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、交付額確定により、56万6,000円の減額でございます。

10目の介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により減免措置が認められたことにより、5万4,000円の増額でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、見込額により、572万5,000円の減額でございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）

につきましては、見込額により、72万8,000円の減額でございます。

42、43ページをお開きください。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、見込額により、28万3,000円の減額でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、見込みにより、1節の介護給付費繰入金につきましては、1,552万5,000円の増額でございます。

2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、26万9,000円の減額でございます。

3節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、38万7,000円の減額でございます。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金につきましては、12万1,000円の減額でございます。

6節の事務費繰入金につきましては、159万2,000円の減額でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、2,221万1,000円の減額でございます。

9款3項1目の第三者納付金につきましては、確定によるもので、102万7,000円の減額でございます。

44、45ページをお開きください。

歳出でございますが、1款2項1目の賦課徴収費につきましては、郵便料減により、12万円の減額でございます。

1款3項1目の認定調査費につきましては、1節の報酬は、認定調査費の分で、107万2,000円の減額でございます。

11節の役務費は、主治医意見書手数料の見込みにより、40万円の減額でございます。

2款1項1目の介護サービス等給付費につきましては、居宅介護住宅改修負担金と地域密着サービス給付負担金は増えましたが、居宅介護サービス給付負担金、施設介護サービス給付負担金は利用件数が減っており、実績見込みにより、3,450万円の減額でございます。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、介護予防サービス計画給付負担金は増えましたが、介護予防住宅改修と地域密着型介護予

防サービス給付それぞれ利用件数が減ったため、実績見込みにより、190万円の減額でございます。

46、47ページをお開きください。

2款6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、利用件数が増えており、実績見込みにより、60万円の増額でございます。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問事業の利用件数が増えたため、実績見込みにより、70万円の増額でございます。

3款2項1目の一般介護予防事業費の介護予防普及啓発事業につきましては、コロナの影響で事業が中止になったため、5万6,000円の減額でございます。地域介護予防活動支援事業、通所型介護予防事業につきましては、転倒骨折予防教室が一部中止になったことにより、157万9,000円の減額でございます。会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、介護予防教室が一部中止になったことにより、看護師、ヘルパー等の報酬、期末手当、社会保険料の補正により、170万6,000円の減額でございます。

48、49ページをお開きください。

3款3項1目の包括的事業費につきましては、生活支援体制整備事業は、コロナの影響で協議体構成員の研修等が中止になったことにより、19万円の減額でございます。認知症総合支援事業は、コロナの影響でサポート員の研修が中止になったことにより、4万8,000円の減額でございます。認知症地域支援・ケア向上事業につきましては、コロナの影響で認知症カフェと一般向け認知症サポーター養成講座が実施できなかったため、40万8,000円の減額でございます。

3款3項2目の任意事業費につきましては、成年後見人制度利用事業でございますが、成年後見人への謝礼金が確定したため、32万円の減額でございます。地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスの利用件数の見込みと、会食サービスの中止により、115万8,000円の減額でございます。介護相談員事業につきましては、一部相談事業が中止になったことにより、21万1,000円の減額でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、積立額の確

定により、12万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第13号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第13号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第13号は、原案どおり可決されました。

12時のチャイム鳴りましたけれども、残り幾つかです。このまま継続して会議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第13 議案第14号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第14号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,167万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,576万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、プレミアム付商品券の確定見込みによる減であり、歳入歳出それぞれ2,167万5,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

それでは、議案第14号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

51ページ、52ページをお開きください。

歳入は、1款財産収入と3款繰入金で、それぞれ総額2,167万5,000円を減額するものがございます。

歳出については、1款商品券売払費で、同額2,167万5,000円を減額するもので、こちらは歳入と同額でございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、53、54ページをお開きください。

歳入、1款1項1目物品売払収入です。こちらはプレミアム商品券に係る売払収入でございますが、1,394万円の減でございます。

続いて、3款1項1目一般会計繰入金は、こちらは733万5,000円の減でございます。

歳出につきまして、1款1項1目商品券売払費ですが、1節報酬につきまして、こちらはパートタイム経費に係る見込みが減になっております。需用費、こちら268万7,000円の減になりますが、こちらはプレミアム商品券に係る印刷代及び帳票、各種帳票類を作成させてもらいましたので、こちらは確定に伴うものでございます。役務費の8万円につきましては、購入の引換えについて、はがきを発送させてもらいました。こちらについて、申込み方法、もともと個人申込みを想定しておりましたが、世帯申込みとして手法を変えさせてもらった結果、こちらの部分の経費が減になったものでございます。8万円でございます。委託料につきましては、同じく引換券の発送代行業務の委託を、先ほどの申込み方法を変更した関係で、こちらも減額となっております。18万円の減でございます。22節償還金、利子及び割引料ですが、こちらは商品券の引換券になります。こちらは販売実績に応じた予算額の分を、それ相当分という形で1,812万2,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第14号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田

12番、富田です。

今回、売払収入がマイナス1,394万円だったということですが、商品券の利用率というのはどれぐらいだったんでしょうか。

議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

申し訳ございません。利用率はまだ換金をしている最中でございますので利用率までは分かりませんが、販売率につきましては、一応8割は達成しております。

議 長

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田

13番、石田でございます。

このプレミアム商品券がマイナスの1,800万122円ということで、これあまり振るわなかった要因というのは何か分析しているんでしょうか。

議 長

1,812万2,000円ですね。

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

こちらは、あくまでも販売をしてのものなんですけど、今回の販売実績にしますと、当初1万4,000冊を想定しておりました。実際の販売実績は1万1,212冊になっております。こちらの差額相当分という形でなっておりますのでございます。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

じゃあ、町の分析としては振るわなかったというわけではないという考えですか。

議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

振るわなかったとまではちょっと思っておりません。実際に、やはり利用期限というものも当然ございました。こちらにつきまして、ちょっと影響があったのかなという認識ではあります。

議 長

商工観光課長、どうぞ。

商 工 観 光 課 長

すみません、金額ということなんですけど、一応プレミアム、参考でお伝えさせていただきますが、現在商品券の換金のほうも既に約6,500万円弱まで

済んでおります。こちらのうち、もう既に町内のほうから六千何百万円、この数か月に山北町の、町内で全てお金のほうが、6,500万円弱程度が流通したということですので、振るわなかったということまでは考えておらず、むしろ地域還元できたんじゃないかならうかとは思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 では、商店街に大いに貢献できたということで、よかったということですね。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 参考ですが、おそらく販売の換金のほうについては、上位2社というのは、多分イメージできてると思いますでしょうが、それ以外につきましては、上位の1位から10位のうち、すみません、2位から8位だけ、すみません、3位から10位で、約2,000万円近くのものがあります。こちらの1位から10位で5,000万円、それに対しての約2,000万円ですから、それなりに町内で潤っていただけたのではなかろうかとは認識しております。

議 長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第14号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第26号、町道路線の認定について(274号川村歩道橋線)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第26号、町道路線の認定について(No. 274号川村歩道橋線)。

町道路線の認定について(No. 274号川村歩道橋線)、次のとおり道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、県道74号（小田原山北）から町道269号川村小学校入口線までの通路を町道として管理する必要が生じたため、路線の認定を提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
都 市 整 備 課 長

都市整備課長。

それでは、議案第26号、町道路線の認定について（No. 274号川村歩道橋線）を御説明申し上げます。

県道74号（小田原山北）の上空に架かる川村歩道橋につきましては、県道の歩道拡幅工事に伴い、昨年の12月に架け替えられましたが、この歩道橋自体は県道の歩道と接続しておらず、川村小学校の通学路として利用されており、町道であります川村小学校入口線へと接続しております。

こうした状況を踏まえまして、この歩道橋を、神奈川県から引き受けるに当たり、この歩道橋を含めた路線を町道として維持管理するため、道路法第8条第2項の規定により認定するものでございます。

2枚おめくりいただきたいと思っております。

図面で路線を御説明いたします。

図面の真ん中あたりの緑色で着色した部分が路線となります。県道74号との接点を起点としまして、川村歩道橋を渡り川村小学校の裏の上り口であります町道川村小学校入口線との接点を終点とする総延長74メートルの路線となります。

1枚お戻りください。

路線番号、274。

路線の名称、川村歩道橋線。

起点、山北字大祭神1010-2先。

終点、山北字大祭神1010-4先。

路線の内訳につきましては、御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第26号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御

異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第26号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第26号は、原案どおり可決されました。
日程第15 議案第27号、指定管理者（非公募施設）の指定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第27号、指定管理者（非公募施設）の指定について。
地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立山北第2児童館、山北町立向原児童館、山北町立ふるさと直販加工所、山北町立共和のもりセンター及び山北町立中川温泉ぶなの湯の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第27号について御説明申し上げます。

なお、今回の指定管理者の公募については、令和3年2月1日に開催した山北町指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者（非公募施設）の指定について。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立山北第2児童館。
- 2、指定管理者となる団体の名称、山北連合自治会第1ブロック。
- 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立向原児童館。
- 2、指定管理者となる団体の名称、向原連合自治会。

- 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
 - 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立ふるさと直販加工所。
 - 2、指定管理者となる団体の名称、山北町ふるさと直販加工組合。
 - 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
 - 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立共和のもりセンター。
 - 2、指定管理者となる団体の名称、共和連合自治会。
 - 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
 - 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立中川温泉ぶなの湯。
 - 2、指定管理者となる団体の名称、山北町観光協会。
 - 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。
- 説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第27号について質疑に入ります。
 質疑のある方はどうぞ。
 11番、堀口恵一議員。

11 番 石 田 11番、堀口です。
 最終ページですが、ぶなの湯の指定管理者、山北町観光協会のところですが、指定の期間がほかのは令和8年までになっていますが、これは5年3月31日までとなっているのは、どういった理由でしょうか。

議 長 総務防災課長。
 総務防災課長 この指定管理者制度というのは、地方自治法が改正されたことによって導入されたもので、その導入当時、町のほうで検討いたしました。収益のある施設は何年ぐらいおおむね何年、収益のないところはおおむね何年ということで、その中で、ぶなの湯については、かなり収入もあります。そういう面も含めて、長期ではなくて3年から5年ということで、今回2年というのは、ちょっと修繕等も今後考えられますので、まずは2年ということで指定のほうをいたしました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。
 選定委員会で選定されたものですので、この指定管理者に対して、どうの

この言うことではないんですけれども、再確認なんです、この非公募施設を定める基準というようなものがあると思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 公募、非公募というのは法律では決まっておりません。明確な規定もございません。基本的には公募でございます。

ただ、公募でも収益がないところはほとんど手を挙げないと、それは、それぞれの自治体の判断で非公募とすることになっております。

議 長 13番、石田照子議員。

13番石田 じゃあ山北町では明確な基準というのは設けていないということによろしいですか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 先ほど、堀口議員のときにもお答えしましたが、この制度を導入した当時、庁内で会議を1年ぐらい検討しました。その中で、基本的には、ぶなの湯は公募のほうになりました。ぶなの湯、あと幾つか二、三、かなり収益があるところ。公募ということでやることになったんですが、今回ちょっと修繕が先ほど言ったとおり考えられますので、公募しても幾つかの業者さんが手を挙げられることはちょっと考えづらいということで非公募ということで手続のほうを取らせていただきました。

議 長 副町長。

副町長 すみません。あと、それからもう一つありまして、できるだけ町内の団体でやりたいと。例えば、今はちょっと災害の関係であれですけど、ふれあいビレッジ等もかなり収入があるわけでございます。横浜あたりの業者が来て、民間業者が来て、手を挙げたときに地域の者が太刀打ちできるかということもあります。それから、ぶなの湯についても同様でございます、山北町のそういうことができる団体ができるだけやっていただきたい。ほかの町からほかの市町村から来た民間事業者が手を挙げられて、さあ、収益をやられても困るということがあったものでございます。

議 長 4つ目ですけども、石田照子議員、どうぞ。

13番石田 そのようなことがあるので、ほかのところでは何か、その地の元の人たち

が利用する施設はなるべく地元で指定管理していただくというような規定があるところもあるので、それでお聞きしたんですけれども、ないということが分かりました。

議 長 答弁はよろしいですね。
ほかに質疑はありますか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第27号を採決いたします。
原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第27号は原案どおり可決されました。
日程第16 議案第28号、足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第28号、足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について。
足柄上地区1市5町で介護認定審査会を共同設置するに当たり、規約について、別紙のとおり協議するものとする。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、介護保険法第14条に規定する介護認定審査会の規約を定め、当該審査会を共同設置するに当たり、足柄上地区1市5町で協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議決を求めるものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。
保 険 健 康 課 長 それでは、議案第28号、足柄上地区介護認定調査会共同設置規約の協議について御説明申し上げます。

南足柄市及び足柄上郡5町で介護認定審査会の共同設置事務について、令

和3年10月から足柄上衛生組合から南足柄市へ移管して運営するため、介護保険法第14条に規定する介護認定審査会の規約を定め、当該審査会を共同設置するに当たり、足柄上地区1市5町で協議することについて地方自治法の規定により議会の議決を得るため提案するものです。

1枚おめくりください。

足柄上地区介護認定審査会共同設置規約です。

介護保険制度が始まったのは平成12年ですが、当初の足柄上郡5町の介護認定審査会を取りまとめていたのが開成町でした。この規約については、基本的に当時の共同設置規約を踏襲するものとなっております。

第1条は、共同設置する市町ですが、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の1市5町で、地方自治法、介護保険法それぞれの規定に基づき、介護認定調査会を共同して設置することとしております。

第2条は、名称ですが、足柄上地区介護認定審査会とします。

第3条は、審査会の執務場所ですが、南足柄市役所内としております。

第4条は、審査会の委員の定数ですが、62人以内としています。

第5条は、審査会の委員の選任方法を明記しております。

第6条の負担金ですが、審査会に要する費用について明記しております。

第7条は、審査会に関する予算について明記しております。

第8条は、審査会に関する決算報告について明記しております。

第9条は、審査会の事務の管理及び執務に関する条例について明記しております。

第10条は、審査会の委員の報酬に関する条例等について明記しております。

第11条は、審査会の委員の懲戒処分等について明記しております。

第12条は、審査会の庶務については、南足柄市で処理することとしております。

第13条は、補足で、この規約に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し、必要な事項は関係市町の長が協議して定めることとしております。

附則。

第1項施行期日、この規約は令和3年10月1日から施行する。ただし、次

項の規定は、同年4月1日から施行する、

第2項準備行為、この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

第3項につきましては、条例等の公表、関係市町の長は、この規約の施行の際現に効力を有する第10条第1項の規定による南足柄市の条例、規約その他の規約を公表しなければならない。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第28号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1番、瀬戸でございます。

6条の負担金について伺いますけど、特段の明記はないんですが、何かお考えがある、規定なのにそのほかに何か決まりがあるんでしょうと思うんですが、ここにはすごく大まかな表現なんですけど、これでよろしいのでしょうか。町長の権限として、協議するとなっておりますので伺います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 令和3年度におきましては、10月からということになりますが、基本的に均等割と実績割というところで、それぞれ各市町の負担金額を決めております。

均等割につきましては、1市5町で割りますので16.67%、あとは実績割ということで、令和元年度の実績審査件数、そういったものを、そこから計算しまして、山北町の場合は、令和元年度の実績が575件でございました。ということで、実績割で13.4%ということで、負担金は令和3年度において上げさせていただく予定でおります。

議 長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第28号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議

長 起立全員。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。
(午後0時32分)